

## 原子力発電所の安全確保及び原子力防災対策の強化を求める意見書

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の深刻な事故は、原子力発電所の「安全神話」を完全に崩壊させ、国民は将来の生活に大きな不安を抱えることとなった。

このような中、政府は関西電力大飯発電所3号機及び4号機について、福島第一原子力発電所事故の検証が十分になされていない状況の中で、夏の電力不足を理由に、「暫定的な安全基準」に基づき稼働させているが、今またその安全性が疑問視され、再停止を求める声があがっている。

特に、岐阜県は、原子力発電所が多数立地する福井県の隣接県であり、その安全性の確保には本議会として無関心でいることはできない。

このほど岐阜県が発表した日本原子力発電敦賀発電所での事故を想定した放射性物質拡散シミュレーション結果によると、季節や天候次第では県境を越えて大量の放射性物質が飛来すると予想され、垂井町でも、最悪の場合、国際原子力機関及び政府の原子力災害対策本部の防護措置を必要とする基準を超えると想定されており、原子力発電所の事故が発生した場合、垂井町民が被災当事者となることは避けられない。

以上のことから、国に対し、原子力発電所の安全確保及び原子力防災対策の強化について、次のことを求めるものである。

- 1 科学的知見を踏まえた新たな原子力発電所の安全基準を早期に策定し、これに基づき、原子力発電所の再稼働の判断を慎重に行うこと。特に、日本原子力発電敦賀発電所については、直下に活断層の存在が指摘されており、その再稼働は認められるものではない。
- 2 緊急時防護措置準備区域（U P Z）の範囲設定について、地形や気象条件を反映した放射性物質拡散シミュレーション等の科学的根拠に基づき、地域に応じた具体的・弾力的な運用を図ること。

- 3 国において原子力防災対策を強化するとともに、地方自治体が講ずる原子力防災対策の充実・強化、地域防災計画の見直し、原子力防災体制の構築について、国の責任において最大限の技術的・財政的支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月21日

岐阜県 垂井町議会

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、内閣府特命担当大臣（原子力行政）、内閣官房長官